進行方向別通行区分	右左折の方法	指示標示
(110)	(111)	［略］
交通法第三十五条第一項の道路標示により、車両通行帯の設けられた道路において、車両（特定小型原動機付自転車、軽車両及び右折につき一般原動機付自転車が交通法第三十四条第五項本文の規定によることとされる交差点において左折又は右折をする一般原動機付自転車を除く。以下この項において同じ。）が交差点で進行する方向に関する通行の区分を指定すること。	交通法第三十四条第一項、第二項又は第四項の道路標示により、車両（特定小型原動機付自転車、軽車両及び右折につき一般原動機付自転車が交通法第三十四条第五項本文の規定によることとされる交差点において右折をする一般原動機付自転車を除く。以下この項において同じ。）が交差点において右折又は左折するときに通行すべき部分を指定すること。	［略］
車両が交差点で進行する方向に関する通行の区分を指定する道路の区間の前面及び道路の区間内の必要な地点	車両が交差点において右折又は左折するときに通行すべき部分を指定する交差点又はその直近の必要な地点	

進行方向別通行区分	右左折の方法	指示標示
(110)	(111)	［同上］
交通法第三十五条第一項の道路標示により、車両通行帯の設けられた道路において、車両（軽車両及び右折につき原動機付自転車が交通法第三十四条第五項本文の規定によることとされる交差点において左折又は右折をする原動機付自転車を除く。以下この項において同じ。）が交差点で進行する方向に関する通行の区分を指定すること。	交通法第三十四条第一項、第二項又は第四項の道路標示により、車両（軽車両及び右折につき原動機付自転車が交通法第三十四条第五項本文の規定によることとされる交差点において右折をする原動機付自転車を除く。以下この項において同じ。）が交差点において右折又は左折するときに通行すべき部分を指定すること。	［同上］
車両が交差点で進行する方向に関する通行の区分を指定する道路の区間の前面及び道路の区間内の必要な地点	車両が交差点において右折又は左折するときに通行すべき部分を指定する交差点又はその直近の必要な地点	

特例特定小型原動機付自転車・普通自転車歩道通行可	特例特定小型原動機付自転車・普通自転車の歩道通行部分	指示標示
(114の２)	(114の３)	［略］
交通法第十七条の二第一項及び第六十三条の四第一号の道路標示により、特例特定小型原動機付自転車及び普通自転車が歩道を通行することができることとし、かつ、交通法第十七条の二第一項及び第六十三条の四第二項の道路標示により、特例特定小型原動機付自転車及び普通自転車が歩道を通行する場合において、通行すべき歩道の部分を指定すること。	交通法第十七条の二第一項及び第六十三条の四第一号の道路標示により、特例特定小型原動機付自転車及び普通自転車が歩道を通行することができることとすること。	［略］
特例特定小型原動機付自転車及び普通自転車が歩道を通行することができることとする道路の区間内の必要な地点	特例特定小型原動機付自転車及び普通自転車が歩道を通行することができることとする道路の区間内の必要な地点	

普通自転車歩道通行可	普通自転車の歩道通行部分	指示標示
(114の２)	(114の３)	［同上］
交通法第六十三条の四第一項第一号の道路標示により、普通自転車が歩道を通行することができることとすること。	交通法第六十三条の四第一項第一号の道路標示により、普通自転車が歩道を通行することができることとし、かつ、同条第二項の道路標示により、普通自転車が歩道を通行する場合において、通行すべき歩道の部分を指定すること。	［同上］
普通自転車が歩道を通行することができることとする道路の区間内の必要な地点	普通自転車が歩道を通行することができることとし、かつ、通行すべき部分として指定する歩道の区間又は場所	